

# 「解放令」成立過程の研究(下)

—史料の再検討を通して—

上 杉 聰

## 三、大江卓の建議と「民部省伺書」

京都府と東京府から太政官宛に「賤民」身分問題にかんする進言がなされてのち、それらに少し遅れて、翌明治四年初頭には大江卓の二つの建議<sup>1)</sup>と、民部省による太政官宛の伺書<sup>2)</sup>が提出されている。ここに至って「賤民」身分問題は、直接的な政府中枢の課題として認識され、審議され、そして最終的な決断をくだす段階にはいったということがでさる。

以前から、この大江卓による民部省に宛てた二つの建議は高く評価されてきた。それは建議の内容が優れているからということによってだけでなく、それが「解放令」公布を明治政府に直接決意させた契機をなしているということによってである。特に後者の見解は古い研究書に多く見ら

れ、最近になって新しい史料が発見されるなどして比較的下火になっているとはいえ、いまだ「解放令」研究の「常識」に近い位置を占めている。しかしこの「常識」は、何を根拠にして主張されているのかを厳密に問われるとき、一挙に不確かな俗説へと転化せざるをえない。その史料的基础は、大江卓自身の発言や著作にあるにすぎないからである。しかしこの種の説に対する疑問は、すでに大正期の研究において発せられており、なにも今新しく提出されることではない。

大江の「解放令」公布への貢献を示す根拠としてよくあげられるのは、「穢多非人称号廃止の顛末を述べて穢多の起源に及ぶ」という文章である。これは、大正八年七月に発行された『民族と歴史』(第二巻第一号)に収録されている大江自身の発言をもとにした文章である。その当時、そこに「我邦に於ける空前絶後の一大美挙とも称すべき穢

多非人の称号廃止は、一に大江師の功績なること」が主張されていることに驚いた尾佐竹猛は、その後『歴史地理』（第34巻第5号）に「維新の実歴談は最早史料たるの価値なし」という、当時の歴史研究者が共通して持っていた史料評価にもとづいて、大江自身の発言のうえに歴史をつくりあげて批判する文章を発表している。尾佐竹氏はそれ以降「社会の現象は一人の力に由るものではなく、時勢といふものを見なければならぬ」という立場から客観的な「解放令」成立過程の研究を開始し、いくつかの論文を成果として発表している。部落問題の研究が一時盛んになったこの当時の論文には、今日でも光彩を放っているものが多く見られる。尾佐竹氏の研究はもちろんのこと後に紹介する牧野信之助の文章もその一つである。しかし残念ながら今日の「解放令」研究は、これら大正年間の研究成果を十分継承してきたといえる難い水準にある。とくに自慢話の一種を根拠にしたものにすぎない「大江卓の「解放令」への貢献説」は、当時においてさえ批判されていたながら、今日なお生き続けているのである。本項ではこの問題を今日の段階において検討するとともに、大江卓を中心とする民部省の動きがどのように「解放令」に反映されたかについて検討してみたい。

大江卓の建議が政府部内にもどのように反映したかという

およびそれにそった「民部省伺書」が事実上拒否された大江は、今度は太政官の指示には全面的に従った「第二建議」を作成して再度民部省に提出した。しかし、その後彼は他の仕事で長期間九州に出張させられるなどして「解放令」の作成には関与できず、政府もそれまでの経過とは独自に八月二八日「解放令」を作成、公布したのである。以上の結論を、さきほど挙げた各史料の内的検討をとおして明らかにしてみよう。そのためにはまず第一に大江「第一建議」と「民部省伺書」との関連性を分析しなければならぬ。二つの文章の関連性は両者の文面を直接に比較してみれば直ちに判明する。前置きなどを除いた具体的進言の「意味内容」を文章表現にとらわれないでまとめると、両者は次の一〇項目が同一であることが解る。

- ①「穢多非人」等の称号にかわって、別に新しい称号をまずつける。
- ②東京と大阪両府に勸業局を設置し、外国人を雇入れて彼等に職業を伝習させる。これを漸次各地に拡大していく。
- ③勸業局は民部省の管轄に置く。
- ④民部省の勸業局管轄官は、地方を廻って各地方官とよく協議して万事処置する。
- ⑤政府は勸業局に資金を貸与し、勸業局はこれを毎年分

問題の解明に手がかりとなる史料としては、大江の「第一建議」、「第二建議」に加えて三月の「民部省伺書」、「京都府史料」中の榎村正直による意見および太政官から民部省への回答などがあげられる。

通常これらの史料が、どのように文脈づけられて説明されるかといえは、「大江は、一月に「第一建議」を民部省宛に提出したあと、その弱点や誤りに自ら気づき、修正して三月に「第二建議」を作成した。それを受けて民部省が太政官に伺書を提出したところ、太政官は大江の優れた建議の内容を骨抜きにして「解放令」を公布した。」というものである。しかし、これが大江卓自身による「実歴談」に由来している（研究者の想像も多少加わっているが）ことはいうまでもない。そこに見られるのは、大江による「解放令」制定へのほとんど全面的なイニシヤチブと、それを歪めて表現した明治政府、というところである。

実際はどのような経過だったのだろうか。結論からのべるならば、次のようであったと思われる。最初大江による「第一建議」が出されたあと、それがほぼ全面的に民部省に採用されることになって民部省から太政官に向けた伺書が作成、提出された。伺書に対する太政官の検討は、京都府権大参事榎村正直の意見を聞く形でおこなわれ、結果として民部省に対する批判的解答がくだされた。「第一建議」

割して返済する。

⑥伝習させるべき職業の種類は、牧畜・皮革・製酪などである。

⑦勸業局に入ろうとする者には多少の金額（勸業資金ないし謝金）を出させる。

⑧出身は、東京・大阪に限定せず、地方の者も含める。

⑨平民にするのは漸次おこなう。

⑩従来の課役は免除し、平民同様の国役を課する。

両者の異なる点といえば、次の項目がそれぞれに加わっているだけである。「第一建議」には④勸業局職員の給料の出所⑤勸業局に出した謝金等の返済方法⑥壮健な者は消防夫・ポリス等にする⑦生活に困る者は開拓につかせる、という四点が加わっている。しかしこれらは文章全体に占める位置から見れば枝葉末節の部に属する。また「民部省伺書」には④勸業局には「賤民」以外の者も入ることができ⑤仕事を覚えさせながら貯金をさせる⑥地方出身者には部屋を貸与する、の三点が加わっている。また⑨⑩については、両者の間に若干の食い違いがあるが僅かの差ではない。

右の比較によって、大江「第一建議」と「民部省伺書」が基本的に同一のものであることが解る。しかも前者が一月、後者が三月に提出されている以上、民部省は大江「第

一建議」を下敷きにしてその枝葉末節部分を切り捨て、中心部分を若干充実させて「民部省伺書」を作成したということが出来る。

このように見てくると、この段階における大江の民部省に対する影響力の大きさに驚かされる。大江の主張がほぼ全面的に民部省の意見として採用されているからである。

その理由として考えられるのは、「賤民」問題について詳しく実情を知っている者が、民部省の内部にきわめて少なく、おそらく当時は大江卓ただ一人であったろうことである。大江は特にこの問題で同省に迎え入れられているのだが、その理由も同じところにあつたと思われるのである。

しかしそうだとするならば、部落の実情も知らない政府官僚が、新たに専門家（大江）を迎え入れるまでして、なぜあえてこの時期に「賤民」問題を取りあげる必要があつたのだからか。逆にこのような疑問が湧いてくる。これに対する答は、大江自身によると、彼が大隈重信や大木民平（当時民部大輔）に働きかけて「忘却して其儘にして居つた」問題を思い出させたからだというわけである。しかし当然考慮に入れなければならないこととして、先の京都府および東京府の建言の政府に与えた影響や、当時の民部省内の動向があらう。特に後者について見た場合、当時民部省は、戸籍法の公布（いわゆる壬申戸籍の基礎となつた法

で四月四日発布）にむけて準備を進めていたし、また次に紹介する「斃れ牛馬処理の自由化」の検討作業に入つていゝたと思われるのである。すなわち

斃れ牛馬所置ノ事 従来斃れ牛馬有之節ハ穢多へ相渡  
来候処、自今牛馬ハ勿論外獣類タリ共総テ持主之者勝  
手ニ所置可致事。<sup>27</sup>

という三月一九日の太政官達は、民部省の発案によるものであつた。そして公布にむけて民部省は、すでに二月の段階で「御布告案」も添えた伺書を太政官に提出しているのである。<sup>28</sup>とするならば当時「穢多」にのみ許されていた権利である「死牛馬の処置権」を奪うことが、賤民身分問題を民部省が検討する契機になつたという仮説も成立しよう。しかしいづれにせよこれらの問題は、京都府と東京府の建言の影響もあわせて今後の研究課題として残される。

さて民部省から三月に提出された伺書は、同月太政官内で討議されることになつた。すでに二章で触れたように、このとき偶然に居あわせた京都府権大参事榎村正直は、太政官から諮問されて意見書および口答による意見を提出している。そして彼の主張は全面的に受け入れられたわけではないにしても相当重視され、すくなくとも「民部省伺書」に対する彼の批判点が受け入れられることによつて、太政官は民部省案を拒否するのである。榎村のその時の意

見は次のような内容に要約できよう。<sup>29</sup>

① 賤称のかわりに新たに別の称号をつくることは意味がない。

② 勸業局を府藩県より上位にある民部省の管轄下におくことは、賤民を増長させることになるし、また行政上の混乱を招くので好ましくない。

③ 勸業局を東京や大阪の人口密集地におくことは、当時政府のすすめていた「居民平均」の原則に反するので地方に設けるべきである。

④ 勸業局に対して謝金を支払わせたり貯金をさせることは実際上不可能であらう。

⑤ さまざまな条件（善行、功勞等）を付けて抜擢して平民にする方法をとるべきである。

これらは、先の大江民部省案の主要な論点にことごとく対立している。太政官は、検討の結果右の①と⑤に勸業局への資金貸与の批判を加えて次のような回答を出している。<sup>30</sup>

太政官批令シテ曰ク、穢多以テ平民ノ下等ニ班列スルヲ須ヒス、但タ各自実効ヲテシムルノ方ヲ開設シテ逐次ニ平民ニ編伍セシム可シ、因テ其ノ方法ヲ査點稟議セヨ、今マ金額ヲ貸与スルハ遽ニ許シ難シ。

こうして民部省案はいったん挫折しているのである。

しかし大江は、引続いて「第二建議」を作成して民部省に提出する。この「第二建議」は、一般には大江自らの発案によつて作られたとされている。しかし、それも大江自身の発言や文章に依拠して主張されているのである。実際「第二建議」の文中にも、「第一建議」を指して「是レ全ク知一未知ニノ偏見ニシテ染習変易カラザルノ弊ヲ除クコト不能也」と自ら気がつき、これを修正したような記述がある。しかしつぶさに検討してみれば、「第二建議」が太政官の批判をほぼ全面的に受け入れていることから考えて「査點稟議セヨ」という太政官の命令にしたがつて書き改めたものであると思われるのである。「第二建議」の要旨をまとめると次のようになる。

①（新たな称号をつくつて平民の下におくのをやめて）まず平民籍にどのようにして入れるかを課題にする。

②（勸業局で新たな技術を伝習させるのをやめて）一般牧畜開墾商社の資金を部落民に出させることによつて平民にしてゆく。

③ 提出させた資金は利息を加えて十年間で返済するが、それを望まない者には褒賞を与える。

これによつて「第二建議」は、「第一建議」のたんなる修正などではまったくなく、先に引用した太政官の指示に

したがって全面的に改変しているということが明瞭になる。「第一建議」は、即時無条件平民化ではない点で問題を持っていたといえ、部落民に対する経済的保障を中央政府（民部省）の責任によっておこなうという高く評価すべき観点によって貫かれていた。<sup>11</sup>しかし彼は、「第二建議」においていとも簡単に太政官の指令に屈服し、むしろ以前の主張を逆転させさせ、いかにして部落民から資金を収奪するかということが検討されているのである。この豹変をして日和見主義とも非難できよう。しかし歴史的には、彼を支える運動が皆無だった結果であると思われなければならないと思われる。

こうして大江卓は、いったん部落問題の「専門家」として民部省に受け入れられながらも、太政官の主張に全面的に屈服することによって、その存在意義を失なったと見るべきであろう。太政官のイニシヤチブのもとに大江が自らの考えを簡単に捨ててしまった以上もはや民部省―政府にとつてあえて大江から学ばなければならない必然性は存在しないからである。その後、正確な時期はわからないが、四月から八月にかけて民部省は彼を福岡に出張させている。その間に民部省は廃止になり大蔵省に吸収されるなどして、大江が「解放令」公布に直接関与する機会は無かったと思われる。このことは、彼が「解放令」公布への貢献

を誇らしげに語っている「穢多非人称号廃止の顛末を述べて穢多の起源に及ぶ」においてさえ、彼と「解放令」公布との直接的関連について慎重にぼかしており、また別の岡本弥に対する談話においては、否定的に「其後（福岡へ出張のち―筆者）自分の境遇は此問題を顧慮することができなかつたのである」と述べていることなどから、断言してかまわないであろう。そしてまた「解放令」が、大江の「第二建議」（実際は太政官に屈服した意見であるが）の内容とさえ異なることを考えれば、『大江の「解放令」への貢献説』は否定されなければならないということになる。しかし他にさまざまな要因を考慮するとしても、一時的にせよ民部省を動かして何書を太政官に提出させ、太政官内部での本格的検討の契機をつくった功績は評価されねばならないだろう。

かくして明治四年初頭に民部省を中心にして起された「賤民解放」の動きはここであつたん頃挫いたのである。したがって四月四日に公布された戸籍法には、「第三十二則 穢多非人等平民ト戸籍ヲ同フセサルモノノ如キハ其最寄ノ区ニテ其戸長ハ名前書ヲ出サセ」云々と記され、旧来の「賤民」身分は一般戸籍簿から排除されることになったのである。

ただ、ここで注目しておかねばならないことがある。そ

れは、太政官の三月当時の考えと八月「解放令」公布の考えとの間にも断絶があることである。つまり「民部省伺書」に対する太政官の三月段階での回答は、資金を貸与などできないことや過渡的称号を付与しないことについては「解放令」との共通性を持っているが、「各自実効ヲ立テシムルノ方図ヲ開設シ逐次ニ平民ニ編伍セシム」の文面が示すように「抜擢解放論」の立場に立っていた。これは明らかに「解放令」の無条件即時の「解放論」と対立している。太政官自らがその考えを三月から八月の間に転換・飛躍させているのである。

これまで見てきた「解放論」は、そのすべてが「解放」の手順まで示しているわけではないにしても、すくなくとも手順の示されている「解放論」とつて「解放令」と比較した場合、「解放令」はそれらの「解放論」よりもすくなくとも形式において、はるかに徹底的であり革命的である。それは一般に評価されている大江「第一建議」と比較した場合でも例外ではない。（大江「第一建議」は即時解放論ではなく「漸進的解放論」である。）その意味で「解放令」は、それに先立ついかなる「解放論」とも異なっており、独立しているといえよう。そしてそのことは、いまや三月の「回答」にみられた太政官自身の「解放論」に対しても言わなければならないのである。

「解放令」成立過程の研究は、したがってこの八月二八日「解放令」の特質である他の「解放論」からの全き独立性と（たとえ形式的とはいえその）革命性を説明するものとならなければならないことになる。しかしこれについては次の章で検討することにしよう。

註(1) 雑賀博愛「大江天也伝記」（大正一五年・国立国会図書館蔵）一三五―一四一頁に記録されている。

大江によるこの二つの建議は、よく言及されるに比して、全文が紹介されることは稀である。したがって、多少紙面を取ることになるが、ここに全文を引用・紹介しておくたい。なお、『大江天也伝記』では二つの建議を、「第一第二」とか、「第一次」と「再建議」というように呼んでいるが、本論では「第一建議」「第二建議」という呼び方を使用した。

穢多非人廃止建白書 第一次

方今平民一途戸籍御取調の折柄、異種殊類の俗有之候ては自然文明の教化を障碍するは必然の勢にして、之を一途に帰せしむること最要の儀と奉存候。

第一穢多等の名目を廃せられ之を平民一途の戸籍に編入致候様御仕法被為立度、依て見込の兼々建言仕候。然るに陋見の所論、時情に戻り候廉も可有之奉存候得共、教化の万一にと奉存、微賤の身を不顧、猥に政庭に備候。宜しく御評論の程奉願候。

辛未 正月

民部大輔大木喬任殿

大江卓造恐々謹白

穢多非人烟亡を平民となすの議

生民ありてより歳月を経過する久きに從ひ益々繁生し、從て貴賤尊卑の別を生じ、種類も亦自ら別て皇神蕃の三類となり、又一種の別類を生ぜり。之を穢多と云ふ。其來歴を訊するに附会の説のみ多くして尽く信用するに足らずと雖ども、其長吏彈左衛門の如きは、中古而來歷代將軍家の印紙等を現に所有し、且治承年間廿八種戸其他の統轄を許されたり。是を以て此を見る時は其依て來る故あり。而て後世に至り廿八種戸の内、或は特立して平民に混籍して婚姻するもの往々之あり、遂に穢多と特別の種類となり、却て之を賤視輕蔑するに至ると雖も、旧と其管轄内の種類たること詳明なり。方今皇神種にして土族平民となり、蕃種にして華族となるもの不少、穢多非人烟亡といへども亦此の皇神蕃の三種類に出でず。豈に平民と齒するを得ざるの理あらんや。然らば則ち天地の通義に基き、平民同一の權利を与へ同一の民法に從はしむべき当然たり。然りと雖も、因襲の久き弊習以て俄に變易易からず。若し之を變するも其実亦行はれざる所あり。故に此の弊習を除かんには漸を以てせずんばあるべからず。其法果して如何ぞや、曰く穢多非人烟亡等の名目を廢して適宜の名を付し、從來の課役を免じ全權の管轄官を設け、勸業の事を掌らしめ、任意自由の商權を与へ、大牧畜等を開き、各自家産の大小に

從ひ、若干の金を出さしめ、之を勸業資金となし、先づ東京大阪の兩府に勸業局を建立し、海外の工者を雇入れ諸工作の業を伝習せしむ。各地方のものといへども、此の勸業局に入り、伝習するを得せしめ、又多少の勸業資金を出さしめ、漸を以て各地方に勸業局を起さしむ。然して年月を歴るに從ひ、又漸次に二三の權利を与へ、遂に平民一途の域に至らしむべし。以上惟其概略を論ずるのみ、設法の如きは左に条目を記載す。

- 一 管轄官は民部の多少亟より之を兼ね各地方のものをして其法律に從事せしめ勸業資金を出ださしめ勸業一般の事務を掌るべし。
- 一 管轄官其他一二の官員を除くの外通弁人屬吏等の月給は勸業資金の内より之を給すべし。
- 一 聽訟斷獄其他租稅國役等の如きは各地方官の權限を業の事務に干渉する訴訟は管轄官の權たるべし。
- 一 管轄官は各地方に廻州し各地方官と熟談協議を以て万事を所置すべし。
- 一 勸業の爲め先づ政府より金若干兩を管轄に貸し与へ毎歲若干兩を返納せしむべし。
- 一 先づ東京大阪近傍のものをして兩府に勸業局を建立せしめ外國の工人を雇ひ入れ製皮靴製鞆製酪等百工の業を伝習せしむべし。
- 一 勸業資金を出だせしものは毎歲五分の利足を与へ七年を歴るの後毎歲元金十分の一を返すべし。

- 一 死刑人取扱等其他從來の課役を免じ平民一般の國役を掛くべし。
- 一 最壯健なる者を精選し之を各地方の消防夫及び「ポリース」警戒兵等に編成し適宜の給金を与ふべし。
- 一 恒の産なく生官に窮するものは各地方官に命じて取調へ之を蝦夷及其他の荒蕪地に移し開拓の道を教へて産業に就かしむべし。

再 建 議

密かに惟るに方今民部省の専務たるや、勸業局を置き各地方に出張し各地方の人民をして從來弊習の業を廢し、將來不可欠の業を起せしむるに在り。就中最急務たるものは牧畜と開墾となり。此二業を起す政府親ら手を下す時は、其弊官商の別不正に至る。故に各地方の人民を諭し商社を結び其業を起さしむるに若なし。前に殊風異俗の民所謂穢多非人烟亡の名目を廢し漸を以て之を平民一途の戸籍に編入し、彼をして牧畜等の諸業を起さしむべきを建白せり。是れ全く未知二の偏見にして染習變じ易からざるの弊を除くこと不能也。如何となれば牧畜は衆人の賤心所にして、之を全く從來賤民の所業とする時は、平民は一人も之を業とするものなく、牧畜を業とするものを賤視するに至る。之に於てや亦殊風異俗の民たるを免かれず、故に断然是を平民の籍に編成すること専要の急務とす。然と雖ども從來異殊の染習あるが故に、事なくして之を驟に平民の籍に編入すると雖ども、平民亦之を一般に見ざるの弊の

らん。故に治教開化の補裨を為さしめ、其功を以て之を平民の籍に編成すべし。其補裨果して如何ぞや。各自家産の多少に從て若干金を出さしめ、之を勸業の財本となし、牧畜商社開墾商社其家産に分貸し、將來不可欠の諸業を開成す。所謂治教開化の補裨を頭はし、又生民諸業の財本を出す時は、平民も之を賤視輕蔑するを得ざるべし。此れ則ち兩全の策、速に之を施行せずんばあるべからず。茲に設法の細目を分ち之を閣下に呈す。宜しく之を採断せよ。

辛未 三月

大江 卓 造 謹言

民部大輔大木喬任殿

- 一 勸業局は民部省大小亟にて之を管し務て西洋一般の諸業を起さしむる様注意可致候事
- 一 人民勸業の財本として若干金を支出し候賤民は是を平民の籍に編入致其金を以て勸業資金となし各商社へ引当の品物を以て貸附可申候事。
- 但從來賤民の中財本を出候半にては引当の品物無之候ことも事柄に依り貸附可申候事。
- 一 勸業の財本は各自家産の大小に依り員數限無之候事
- 一 平民の中勸業の財本を指出候者は相當の褒賞を与へ候事
- 一 財本を指出候者へは一ヶ月五分の利息を与へ十年を歴るの後元金を十年に割毎歳一分を指返可申候事。
- 但返金を不望のものには相當の褒賞を与へ候事。
- 一 資金は一ヶ月一分半の利息を以て商社へ分貸し此子金

の中より元金の利息を可払候事。  
 一 資金の子金を以て追々貧院を取立可申候事。  
 一 財本を指出返金不望のもの有之時は此金を以て貧院の入費に可供候事。

一 年々の諸勘定は仔細書記し是を民部省に指出可申候事但財本を指出候者へは布告可致候事。  
 一 勸業局は諸商社をして相当の税金を指出候様可致候事。

(2) 『明治前期財政経済史料集成 第三卷』「大蔵省沿革志」戸籍寮の部および『京都府史料』「政治部戸口類」明治四年八月二八日の項に記されている。ただし、両者の文章表現は多少異なっており、後者の方が正確と考えられるので、ここでは後者のみを引用しておく。なお文中の「民」とあるのは、「穢多・非人等」にかわる新たな称号であり、いまだそれが決定されていないことを示している。

従来穢多之類ハ一種之陋族ト致シ平民ト交際ヲ禁シ別火ヲ以飲食罷在候仕来リニ御座候得共元来無謂レ義ニテ隆盛之今日ニ当リ断然平民一途ニ御同視被遊候ハテハ不相濟事ト存候乍去旧染之弊習ニ御座候得ハ人情之不折合モ可有之ニ付差向穢多等之名目ヲ廢シ更ニ「民ト唱へ身分之儀ハ先以平民ヨリ一等下モノニ差置左候テ東京大坂両府へ勸業局相開キ当省ニ於テ総轄シ外国人等雇入両府近傍之「民共ヲ始メ各地方「民共ニ至ル迄世用必需之諸工業類伝習爲致將又牧育等之業ヲモ勸誘シ右之内「民共儀ハ家産之厚薄ニ応シ

其望ミニ任セ其々積金申付或ハ事業ニ熟達致シ候者等相選漸ヲ以平民籍へ差加へ候ハハ世人之折合モ宜敷随テ右之者共モ一層事業ニ勉強任一挙兩得ニ可有之哉ト存候其大略凡左之通ニ御座候

一 東京大坂両府ニ勸業局ヲ造築ス但シ此勸業局ハ一所ニ二三ヶ所モ取設ケ外国人等雇入レ皮革ノ製法查類馬具脚乱等之工業及ヒ牛乳乾酪乳油糶干ノ類其他当人之所長ヲ見立百工ノ業ヲ伝習セシムヘシ  
 但追テハ各地江モ取立候積

一 「民ニ限ラス四民之内ニテモ勸業局へ入学願度者ハ是ヲ許スヘシ  
 但「民ト混淆ヲ欲サル者ハ別局ニ差置ベシ  
 一 勸業局ハ民部省ニテ惣轄シ同省出張処ヲ置キ万事指揮スヘシ

一 勸業ノタメ差向政府ヨリ金五万兩ヲ局中江貸シ与ヘ毎年老万兩宛返納致シ五ヶ年ヲ以皆済トス  
 一 学徒ハ何レモ被伝習ノ謝金トシテ月々金兩ヲ差出スベシ  
 一 「民共積金之儀ハ家業ノ大小ニ随ヒ敢初何程ニテモ差出シ其後尚又追々ニ積金スヘシ  
 但各地方ヨリ入学願出候「民共モ同様積金スヘシ

一 遠国ヨリ入学願出候者ハハ長屋取建之上貨渡シ候間月々家賃差出スヘシ  
 一 勸業局之官員各地方江巡廻致シ地方官ト熟談協議之上

万事ヲ処置スヘシ

一 「民勸業局ニ入り勉強ニケ年ヲ経ル者或ハ積金「兩ニ至ル者ハ平民ノ戸籍ニ編入スヘシ  
 一 平民籍ニ編入スル者ハ死刑人之取扱其他従前ノ課役ヲ免シ平民一般ノ国役ヲ掛クヘシ  
 右御許容相成ル義ニ候ハハ尚巨細取調可申進先以此段相窺申候也  
 辛未三月 民部省 弁官 御中

(3) 以上、尾佐竹氏の引用は、すべて『歴史地理』第三四巻第五号から。

(4) この段落にかんする記述については、本論(上)「はじめに」の註(4)を参照されたい。

(5) このような見方を述べた研究には次のようなものがある。

- 馬原鉄男、「日本資本主義と部落問題」二〇～二二頁。藤谷俊雄、「部落問題の歴史的研究」四二頁。
- 部落問題研究所、「部落の歴史と解放運動」一九八頁。
- (6) 前出「大江天也伝記」には次のような記述がある。(一)四三～一四四頁)

大江が民部省に仕官するに就ても、土佐藩は干渉の手を伸ばして、大木大輔に向って、人材登用の意味で任用されるのならば他に幾らも人物を推薦するから、大江丈は採用を見合せて呉れと云って来たが、大木は、

今日貴藩で大江ほど賤族の事情に通じて、意見を立て得るものはあるまいと云って匆ねつけて了った。

(7) 『太政官日誌明治四年第十四号』所収。

(8) 『公文録』(国立公文書館所蔵)「民部省之部辛未二月三月」第一四には、「二月」の日付で「御布告案」を添えて「斃レ牛馬所置ノ事」について弁官宛の伺書が記されている。

(9) 以下要約している榎村の発言は、すべて前出「京都府史料」によった。長文なので引用は割愛せざるをえない。

(註(11)参照)  
 (10) 太政官から民部省への回答は、『明治前期財政経済史料集成・第三卷』所収の「大蔵省沿革志」戸籍寮(三三三頁)に記載されている。また本文中「四」、「解放令」の公布で紹介している牧野信之助氏の文章でも触れられている。

(11) 「第一建議」にみられる「勸業局は民部省の管轄に置く」という、部落民への保障を中央政府の責任でおこなうという考え方は、従来あまり評価されて来なかった。しかしきわめて権力的な榎村が、「賤民を増長させる」等の理由でこの考えに強い反発を示していることは、逆にその重要性を示唆しているといえよう。以下の引用は、榎村による民部省伺書に対する批判の当該箇所である。(「京都府史料」)

已ニ平民ヨリ一等下ニ被置却テ府藩県ヨリ一等上タル民部省ノ管轄タルハ如何可有之哉彼等情態京都府建言

中ニ大略書載候得トモ悪習百端紙筆ニ難尽其陋族タルヲ以自暴自棄終ニ上ニ得ラルレハ忽チ人ヲ凌キ横恣僭上之輩不少是等之情態モ御洞察有之度候

(12) 部落問題資料文獻叢書第一卷 岡本弥「特殊部落の解放」には、大江と岡本の対話が記されており、そこに次のような大江卓の話が載せられている。

自分は君のいはるゝ如く汚名の廃止と同時に此民族を啓発せしむべく種々目論見をして居たのである。然るに明治四年四月福岡藩を廢し県となし、有栖川宮殿下を以て知事とされた際、自分も殿下に倍して福岡県に赴かねばならぬことゝなった。一方大木氏は司法大臣となり、井上馨氏は民部大輔となった。尋いで七月民部省が廢され、八月穊多非人の稱廢止の布告は出されたので自分の目論見は画餅となった。其後自分の境遇は此問題を顧慮することができなかつたのである。(一五五—一五六頁)

右の発言は、岡本の「(「解放令」は)次郎兵衛が太郎兵衛と改名したばかりで」はないかという追及にたいして、半ば責任のがれから発したことはである。

他方大江は、「穊多非人稱号廢止の顛末を述べて穊多の起源に及ぶ」の中で次のように述べている。(「民族と歴史」第一巻第一号)

それは五月の初であつたと思うが、五月頃に黒田藩が太政官會計局の札を偽造したことが發覺した。其跡仕

永く師の高徳を偲ぶの料となせり」という推賞の中で語られた談話であることから、その使い分けの意味が理解できる。この二つは、「実歴談」の史料の価値がいかにどのものでしかないかをもっともよく示しているといえよう。また大江の性格もあらわして興味深い文章である。

大江による「解放令」公布への貢献を低く評価する他の研究には、小林茂「部落「解放令」の研究」(七一頁)がある。

(13) 福島正夫編「家」制度の研究資料篇一「三八頁。

#### 四、「解放令」の公布

さて、いままでさまざまな史料の検討をおこなってきたわけだが、そのいずれについても、八月二十八日の「解放令」公布との間に直接的な関連性を見出すことはできなかった。それでは一体なにが太政官をして「解放令」公布に踏み切らせた要因だったのだろうか。

太政官に宛てた諸文書を綴つてある『公文録』の中に、次のような大蔵省の伺書と、それへの太政官(左院)の回答が記録されている。<sup>1)</sup>

穊多非人ノ名称ヲ廢シ都テ平民同様可為取扱儀ニ付御布告案添相伺申候也

末に自分は有栖川宮の御供をして福岡へ往かねばならぬ事になった。この時恰も大木は参与となり、井上馨が民部大輔となつて穊多非人のことは俺が引き受けてやるから、是非お前は有栖川宮の御供をして筑前へ行くことにして呉れとの事で、遂に福岡に出張することになった。福岡の事は誠に隠かに処置が出来たから、八月に私は東京へ引上げた。其時には廢藩置縣の時、民部省を廢して大蔵省で事務を執ることにした。井上が大蔵大輔に転じ、八月二十八日の太政官の六十一号の布告を以て、「穊多非人の稱を廢せられ候。自今身分職業共平民同様たるべき事。」と云ふ布告が發せられた。そこで始めて私の目的が達せられたのである。

この文章によると、大江の力で解放令が出されたと取ることも可能なように表現されている。しかし、そのように明言しているわけでもない。先の岡本に話した内容と比較すると、一方では「其後自分の境遇は此問題を顧慮することができなかつたので」「私の目論見は画餅となつた」といい、他方ではさまざまに大江の活動を述べて「解放令」公布をもって「私の目的が達せられた」と使い分けていることがよく分る。前者が岡本の「解放令」にたいするきびしい批判的追及の中で發せられたことはであり、後者が喜田貞吉博士の「師(大江)」に請いて明治四年解放當時の実歴と部落に関する感想との談話を求め、ここに之を収録し

辛未八月廿二日 井上大蔵大輔

大久保大蔵卿

正院御中

(改頁)

異論無之候事

八月廿二日 左院

右と同じ文章は、『太政類典』の中の「解放令」の記録にもそれと密接に併存して記されているので、「解放令」成立過程を示す有力な史料とみてさしつかえないであろう。当時は「諸省の卿と有力参議との結合が、政策主体となる場合が多」かつたということなので、「解放令」公布の最終決断をくだした者の名前をあげるとすれば、後藤象二郎左院議長(参議)・大久保利通大蔵卿・井上馨大蔵大輔あたりをあげねばならないであろう。しかし問題なのは名前をあげることではなくて、何が彼等をしてそこに踏み切らせたかと問うことである。歴史が権力者の頭のひらめきだけで動く筈はなく、しかもかつて三月に民部省からの伺書が提出された時、太政官内でかなり検討されていたことを考えるならば、今回の決定の迅速さ<sup>2)</sup>即日決裁は、政府の最終決断を急がせるなものかの要因を予測させずにはおかない。それを把握しようとするならば、「解放令」が大蔵省の発案によつて提出されている以上、大蔵省内部

の当時の動向を把握することから始めねばならないだろう。

ところが残念なことに、明治四年頃の大蔵省の内部史料は、大正一二年の関東大震災によってほぼ完全に焼失しており、僅かに焼け残った文書の中には「解放令」の成立過程を示すような記録は何一つ存在していなかった。また当時の大蔵省内の動向をつかむ手がかりとなる松方家・松尾家の文書にも該当するものは見あたらなかった。したがってわれわれは、「解放令」公布にいたる政府部内での経過を示す直接的な史料を今日持ち合わせていないと断念するしかない。あとは『太政類典』や『公文録』の大蔵省関係の記述、あるいは『明治財政史』や、『明治前期財政経済史料集成』中の「大蔵省沿革志」等の間接的史料に頼るしかないのである。ただし関東大震災の四年前に牧野信之助氏が直接に大蔵省内の史料を閲覧しておられ、その紹介を『民族と歴史』第二巻第五号（大正八年一月発行）にしておられる。それによると、「穢多非人称号廃止問題の経過」と題して、「偶今春大蔵省に於て明治初年の太政官史料調査の際当時の一件書類を観ることが出来たから」として次のような記述がされている。

まずかなりの部分を割いて先の三月「民部省伺書」の紹介があり、それに左の文章がつけられている。

唯川中地に居住のものは、全部引払はせる方針を示したが、引払手当を府から支給する希望は容れられなかった。又彼等の内で従来獸類皮剥渡世を常習となしたものは、急に失職することを恐れて、「比分居牛渡世之振合を以て、兼て屠場相願候様為致候積」の案を述べ、大体に於いて認容せらるることとなった。

肝心の八月の記述はきわめて曖昧であり、「戸籍寮の規則回議」と大蔵省の伺書との関連性は文面だけからは断言できない。

牧野信之助氏は昭和一四年に亡くなられており、これ以上右の文を深く検討できないのが残念である。もしかして当時の大蔵省内部史料のメモが、御家族の手によって保存されているかもしれないが、牧野氏が亡くなられるとき住んでおられた京都市北区の御自宅からはるか以前に引越されており、これ以上の追跡調査は非常に困難と思われる。したがって「解放令」成立過程の研究は、いまのところきわめて大きな史料の壁に突き当らざるを得ないといえる。その場合残されているのは、現在入手できる範囲内の史料をとおして可能なかぎりの前進をおこなうことである。牧野氏の文章をはじめとして、既に紹介した『公文録』やいくつかの間接的な史料をとおして更に追及を試みたい。ただしその場合、当然にも作業は若干の推論的側面を

然し、弁官の回答としては、平民より一等下に召置くと云ふ案については、御沙汰に及ばれずとして、唯彼等の身分をして立派に実効の立つ様に方法を考へ、其実効によって平民に加入せしめよと云ふことであった。資金の貸下も、何か財政上の都合で許されなかった。その中に同年八月戸籍寮の規則回議があり、大蔵卿は正院に充てて弥々穢多非人の名称を廃止し、却て平民同様に取扱はんとし、伺を立てたが、同月二十八日、太政官布告六一号を以て、全く彼等の平民籍編入を見るに至ったのである。但しこの英断が行はれると共に、此迄彼等の居住しておいた土地などについて、始末を要する問題が可成りある。仮へば、東京府の伺書によれば、彈直樹初め附属の者一切は、それぞれ所属の町々へ編入せられ、殊に里俗新町と称した一廊などは上地を命じたのであるが、その一々の場合に当たってみると、彼等の大部分は、市中の河岸地・川中地・社寺境内等・無税地に居住するを常とした関係上、一時に町地へ借地・借家を強ひることは不可能なので、町中の世話掛や年寄の名前を以て、此等は自分その儘居住せしめることとし、其の代はり一定の地税を取り立てることの希望を述べ、又非人共は従来日勸進、吉凶に際して、町家より金銭を施受してをった慣習を止めしめんとし、共に府の容るるところとなった。

おびざるをえない。ここにあらかじめお断りしておいて更に論を進めよう。

『明治前期財政経済史料集成』の第二巻と第三巻は「大蔵省沿革志」であるが、「解放令」にかんする記述はその中の「戸籍寮」の部に入れられている。したがって「解放令」のための直接的な作業は、この戸籍寮によって担われた可能性が強い。さきの牧野氏の文中にも戸籍寮にかんする記述が若干見られた。また当時戸籍寮の最高の地位（戸籍頭）にいた田中光頭伯の伝記<sup>5)</sup>には次のような記述がある。

殊に伯が戸籍頭在職中の功績として逸すべからざるは輒ち、多非人の称を廃し、新平民を特別扱にする従来弊風を打破したことである。伯は急激なる階級打破論者であって随分思ひ切った建議をして大久保・井上等台閣諸公を驚かしたことであるが、此差別廃止論も同じ急進主義から出たもので、陛下の赤子に階級のある筈がないとの見地から伯が熱心献策した結果、終に「今後、多非人の称号廃止すべき事」といふ太政官令の発布を見るに至ったのである。伯曰く

僕の階級打破論も其後自分が地方官とならず、始終陸軍省や宮内省に勤めて引続き此主義を実行する機会がなかったが、此頃宮内省で部落民を採用したといふこ



とを聞いたから、自分は其持論の行はれたことを喜び入江（東宮侍従長）に早速手紙を出して其果敢な取計を推賞して誠に感服だと言つてやった所が、入江から五十年前に早くも水平論を唱えて之を實行した貴下の卓見こそ却つて敬服の至りだといふ意味の返事が来た。要するに華族だの金持だのと階級を笠に着て威張り散らすのは昔から大嫌ひで、僕は門戸を開放し人の好き嫌ひをせずに交る中中には飛んでもない人物に利用されて迷惑することがあるけれども敢て悔みもしない。

と此頃水平運動は世間の人気問題となり荆冠旗の向ふ所可なり世間を騒がしてをるが、五十年前伯が既に先鞭を着けて議論よりも之を實行したのは全く卓見である。

勿論この文章は「維新の実歴談」の一種であり、大江のそれと史料の価値は大差ないと思われる。ただし、先の「大蔵省沿革志」の記述と合わせて見るとき、彼を含めた戸籍寮が「解放令」公布にならぬかの直接的な関与をしていることは疑いを入れぬところであると思う。しかしそうだからといって、「急激なる階級打破論者」の働きにすべてを帰するわけにはいかない。むしろそのことは、逆により本質的な設問にわれわれを導くだけである。すなわち、す

「等」が抜けているのと「民籍」が「平民」になっていることだけである。そして「府県へ」の布告から削除された「平民」の文字は「御布告案」のでだしの部分と合せて「布告」の前半に加えられている。

太政官は、このあまりにも実務的な大蔵省案を一般むけ宣言形式の布告と府県むけの布告とに分化・独立させて発表したものと思われる。したがって、「解放令」は明確に兩者合せて一つのものとしてとらえなければならぬということになる。つまり宣言形式の前半部に比べてどちらかといえは二次的な位置に置かれがちな「府県へ」の布告は、「解放令」のうちの不可決の一翼を占めているということである。否、むしろ大蔵省の作成した原案の姿は、そこによりよく保存されているというべきなのである。そして更に重要なことは、「尤地租其他除蠲（租税等の免除）ノ仕来モ有之候ハハ」以下の部分は、「解放令」の立案が大蔵省によってなされていることによって大きな意味を持たせられることになる。すなわち公布されてしまつて「解放令」にしたがつて卒直な解釈をおこなうならば、「尤……」という接続詞が示す付属的な意味に加えて、太政官布告であるという公布主体の性格が、「解放」後の事後処理を「大蔵省へ」「伺出」させるというように解釈させる傾向を持たせていた。しかしそれはたんなる事後処理ではな

に戸籍法は四月に部落民を別扱いにする形で公布されており、それを変更するにはそれなりの理由を必要としたと思われるし、また田中光頭は、八月一〇日戸籍頭に就任するまで大蔵省小丞の位置にあり、民部省を廃止して大蔵省に吸収することがなければ、彼が戸籍頭の位置につくなどのことは到底考えられなかったのである。したがって既定の戸籍編成方針をあえて変更させ、本来戸籍寮などという大蔵省には似つかわしくない部門まで自己の内部に組み入れなければならなかった当時の行政改革の大きな意図とも関連させて「解放令」の公布は説明されなければならないということなのである。

その場合、八月二日の大蔵省伺をもう一度振り返ってみたい。そこには「解放令」の「御布告案」が添えられてあり、「解放令」が一般に公布される前の、いわば生身の姿が記されているからである。

#### 御布告案

穢多非人ノ称被廢候條一般平民ニ編入シ身分職業共都テ同一ニ相成候様可取扱尤地租其他除蠲ノ仕来モ有之候ハハ引直方見込取調大蔵省へ可伺出事。

辛未八月

この文面は、「解放令」後半部である「府県へ」の布告と殆んど同一であり、僅かに異なる点は「非人」のあとに

い。大蔵省自らが立案している以上、むしろ大蔵省が「解放令」作成のうちに秘めていた意図がそこに露呈していると考えべきではなからうか。

そこで、もう少し注意深く、大蔵省による「解放令」原案が提出された時期の前後に眼を転じてみよう。すると、八月二日にまたがる形で『公文録』「辛未十月大蔵省伺・全」第十に奇妙な記述のあることに気付く。それは全部で八丁におよぶ、『公文録』の中では比較的長い諸文書の綴である。その冒頭には次のような内容の伺書が記録されている。

府縣管轄地穢多非人等ノ類屋敷地高入或ハ除地相成居区々ニテ一定不致候間墓地ヲ除ノ外一般上地被 仰出可然存候依之御布告案相添此相伺候也

辛未七月

民部省

太政官

御傳達所

#### 御布告案

府縣管轄地穢多非人等ノ類屋敷地除地ノ内墓地ヲ除ノ外一般上地ト可相心得事

この伺書には詳しい日付が記されていない。しかし文中には「府縣」と書かれているのみで、「藩」の文字が見当たらない。したがって七月一四日の廃藩置県より後に提出さ

れたものと考えられる。また民部省名が記されているが、八丁にわたる記事はすべて「大蔵省伺」にまとめられている。文中の「高入」とは、検地を受けて租税が課せられていることであり、また「除地」とは、逆に免除されていることである。「穢多非人等ノ類屋敷地」には、地税が課せられている場合も免除されている場合もあり、地区々々で一定していないので、墓地以外はすべて「上地」する、というものである。

ところがこの伺書に対して、翌八月九日、枢密局から大蔵省宛に質問が寄せられている。

除地無税地ノ穢多非人ノ類而已ニ限ラス三府ヲ始メ往々有之候処穢多非人ノ類而已上地イタシ貢納為致候儀ニ候ハハ不公平ノ御所置ニ相聞可申哉右ハ三府ヲ始メ無税地ノ御処置ハ如何ノ御目的ニ候哉尚一応御勘考有之度旨参議衆被申聞候間此段御推問及候也

辛未八月九日

枢密局

大蔵省御中

除地、無税地というならば、なにも「賤民」の土地に限らず、三府をはじめとして他にもあるにもかかわらず、「賤民」だけに貢納せよというのは不公平ではないか、そもそも無税地に対するこのような処置は、一体いかなる目的でおこなわれているのか、参議達も一応検討していただきたい

#### 伺出事

但世ニ有功国ニ有益其跡不可墮滅者ハ其事情詳細取調他ノ御賞典可相回事

この大蔵省の最高首脳達による回答は、枢密局の質問の趣旨は理解できるが、すでに前年（明治三年）四月、別紙に記載されている「御布告案」を公布すべく（太政官）に伺を立てており、それに含まれない分については追って伺を立てることになっていたところ、このたび「賤民」の除地にかんして調査が完了したので、（七月に）この分を伺ったのである、ところで、先年に提出しておいた布告の方もまだ公布されていないから、この度の方と同じ文章にまとめて新たな「御布告案」を提出する、という内容である。

右引用中の「別紙御布告案ノ通取調相伺置候」というのは、次に引用する民部省の伺書であり、『公文録』「辛未十月大蔵省伺・全」第十では右の大蔵省による回答と、新たな「御布告案」について記録されている。

地子免除御廃止等ノ儀ニ付伺書

民部省

社寺朱印寄附地等ハ別ニ御所置可相成候へ共既ニ諸藩大夫士ニ至ル迄総テ封土奉還夫々禄割御定相成上ハ古来武将ノ由緒或ハ旧領主ノ恩賜ヲ以居屋敷山林其他地

いということなので、以上質問する、というわけである。そこで大蔵省からは一九日、大久保・井上の連名で次のような回答を提出し、あわせて新たな「御布告案」を作成・提出している。長い引用になるが、非常に重要な箇所なので注意して読んでいただきたい。

除地無税地ノ儀ニ付元枢密局御推問ノ趣承知致候去午四年四月中別紙御布告案ノ通取調相伺置候処未御布告無之遺漏ノ分ハ追々可窺答ニ付今般穢多非人等屋敷地及除地ノ分共取調出来イタシ候間右ノ分尚相伺候儀ニ有之然ル処先般相伺置候分御布告以前ニ付此度ノ分共一同書加へ更ニ御布告案取調御答旁此段相伺候也

辛未八月十九日

井上大蔵大輔

大久保大蔵卿

正院御中

御布告案

元諸藩大夫士ニ至ル迄封土奉還相成候ニ付テ旧領主或ハ古昔武将ノ由緒ヲ以三都府ヲ始其餘宿町郷土百姓町人ノ内屋敷地山林其外地子免除申付置候分御廃止其他穢多非人等ニ至ル迄屋敷地除地ノ内墓地ヲ除ノ外一般高請相成候條以來相当ノ租税上納申付反別其外仔細ニ取調且御取簡附ノ模様等篤下検査ノ上可

子等免除申付置候分モ悉皆御廃止相当ノ租税為相納候方当然ノ理ニ可有之尤其者祖先ノ功業不可墮滅者ハ餘榮ヲ後世ニ垂候様別段ノ御賞典有之度奉存候依之府藩懸へ御達案取調此段奉伺候也

庚午四月

御達案

旧領主又ハ古昔武将ノ由緒ヲ以郷土百姓町人ノ内居屋敷山林其外地子等免除申付置候都テ御廃止相成候條以來相当ノ租税上納申付反別外精細ニ取調且御取簡附ノ模様等大蔵省へ可届出事

但世ニ有功有国ニ益アリ其跡不可墮滅ノ者ハ其事情詳細書記イタシ大蔵省へ申立他ノ御賞典可相回事

さて、ずい分と長い引用になってしまったが、八月十九日付の大蔵省伺（付三年四月民部省伺）によって理解できることは、明治三年四月頃から民部省において「地子（田以外の土地・畑・屋敷について、それを使用する人間を対象に課す税）免除」の制度を撤廃する動きが開始されていたことである。ところがその具体的実施は、三年四月の伺書が完全に等閑に付されていたことに示されるように、順調には進んでいなかったのである。ところで右の引用史料

によると、「地子免除」されていた土地には次の四種類があげられている。第一に「社寺地」であり、第二に「旧領主又ハ古昔武将ノ由緒」地であり、第三に「穢多非人等ノ類屋敷地」であり、第四に「三都府」をはじめとするいわゆる「市街地」である。明治三年中は、第二の類を除いて、これらの制度をなくする動きは表面化していないが、四年に入ってから、社寺地について一月五日の太政布告をもって土地が命ぜられ、その次に第三類の「賤民」の屋敷地を土地しようとして、七月の民部省の伺書と「御布告案」が作成されたのである。ところがそれがきっかけになって、逆に枢密院からの質問で、旧領主又ハ古昔武将ノ由緒「地にかんする布告案が忘れられていることに気付き、また三都府をはじめとする「市街地」についても、早急に「地子免除」の廃止を宣告しなければならぬので、それら未公布の三種類の土地について合せ一括して新たな「御布告案」を作成したのである。(一括した布告案作成の裏には、もうひとつ「賤民」にだけ土地一貢納させるのは「不公平ノ御所置」とする枢密院にたいする説得の意味が含まれていると考えられる。)その案文が八月十九日付の大蔵省の回答に付された「御布告案」であり、そこにはすでに布告された社寺地を除く三種類の土地について、すべて「租税上納」すべく宣告されている。

それではいったいこの新たな「御布告案」はどのように取り扱われたのだろうか。「太政類典」第二編第二七五巻第五類租税五「地租一」の項には、右の八月十九日の「大蔵省伺」が記録されており、その文の末尾には「左院異論無之旨上陳ス」と書かれてある。したがってこの「大蔵省伺」は太政官によって認められていることがわかる。ところが奇妙なことに、以上引用してきた「公文録」の箇所において綴じられているのは次のような布告案なのである。

#### 御布告案

従来旧領主又ハ古昔武将ノ由緒ヲ以郷土百姓町人等ノ内屋敷地山林等地子免除申付置候分一切廃止以來相当ノ地租上納申付反別其外精細ニ取調且収獲ノ模様等篤ト検査ノ上可伺出事

但国家ニ功益有之其跡不可墮滅者其事情敷取調御賞典可伺回事

そして右に続いて、一〇月八日に公布された太政官布告が記録され、以上長々しく引用してきた合計八丁にわたる「公文録」の当該箇所の記述は終わる。その布告は、右の案文に少し手を加えただけのもので、次のような文面である。

旧来ノ由緒ヲ以郷土百姓町人共ノ内屋敷山林等地子免

除ノ分一切廃止自今相当ノ地租上納申付反別其外精細ニ取調且収獲ノ模様等篤ト検査ノ上大蔵省ヘ可伺出事  
但国家ニ功益有之其跡不可墮滅モノハ其事情精敷取調他ノ御賞典可伺回事

辛未十月八日

太政官

この太政官布告は、いかなる史料にも記されてあるれっきとした布告であり、決して「案」の段階にとどまったようなものではない。

しかしこの布告は、先の未公布の三種類の土地のうち「旧領主又ハ古昔武将ノ由緒」地に限定した布告であり「地子免除ノ分一切廃止」によって「他ノ御賞典」に切り替えるべく命令されているものである。それでは先に八月十九日の大蔵省伺書に添付され、太政官によって裁可されていた全般的な地子免除廃止にかんする「御布告案」はどうなったのであるか? 『公文録』の記述は、八月十九日の「御布告案」と、一〇月八日に宣布された「御布告案」との間にある断絶についてまったく何も語らず、ただ次々と丁を重ね、最後に右の太政官布告を記して、すべての記述を終っているのである。

この奇妙な沈黙を説明しようと思えば、一〇月八日の太政官布告が、八月十九日の「御布告案」に記された三種類の地子免除地のうち、一種類にかんするものである以上、

その「御布告案」がなんらかの事情によって再度分割されて、別々に公布されることになったと考えるしかないであろう。一〇月八日の太政官布告の直前に記されている「御布告案」は、そのような方針に沿って再度大蔵省によって作成されたものと考えられる。とするならば、他の二種類の除地にかんする布告は、いったいどうなったのであろうか? 八月十九日の大蔵省伺がすでに太政官によって認可されている以上、たとえ分割の形に変更になったとしても、何らかの形で必ず布告されている筈である。

そのようにして種々の布告を調べてみると、「市街地」については、四年一二月二七日に次のような形で布告されていることが発見できる。<sup>10)</sup>

東京府下従来武家地町地ノ称有之候処、自今相廃シ一般地券発行地租上納被仰付候條、此旨相心得事

「市街地」については複雑な問題があり、一挙に地子免除廃止というわけにいかず、まず東京府から開始したのである。以下それが京都・大阪をはじめ、全国に波及することになる。<sup>11)</sup>

ところが、「賤民」の宅地については、どこにもそれにかんする布告が見当たらないのである。これはどういふことなのだろうか? そもそも右に引用した「公文録」辛未十月大蔵省伺「全」第十の一連の文書は、七月に民部省から出され

た「穢多非人等ノ類屋敷地」にかんする伺書をきつかけにして生起した太政官と大蔵省(民部省)とのやりとりを記録したものである。にもかかわらず、その文書の最後は、忘却されていた前年提出の「旧領主又ハ古昔武將ノ由緒」地にかんする布告によってのみ締めくくられて終っているのである。大蔵省が当面の課題としていた「賤民」の宅地への課税問題が、「旧領主又ハ古昔武將ノ由緒」地のようにまたふたたび忘却の運命を辿ったとはとうてい考えられない。しかし「賤民」の宅地にかんする七月の「御布告案」は、一度八月一九日の全般的な除地にかんする「御布告案」に姿をあらわしてのち、忽然と消えてしまっているのである。

この不思議な事態をどのように説明したらよいのだろうか？すでに読者の中には気づいている方もおられると思うが、筆者は、この末公布に終わった「御布告案」は、姿を変えて八月二二日の大蔵省同に記されている「解放令」原案になってあらわれていると考える。大蔵省は、枢密院―太政官を説得しやすくするために、一度地子免除地全般にわたる布告案を作成し、了承されたのであるが、それぞれが性格をまったく異にすることを考慮して、もう一度三種類の無税地にかんして別々に分けて布告する道を選んだと思われる。実際、三(四)種類の土地は、無税という点での共通項さえあれ、その成立経過や實際上の形態をまったく

する必要はなくなるのである。

そして、更に重要だと思われることは、「解放令」の大蔵省案では除地の「引直シ方」について、各府県に対して「見込取調大蔵省へ可伺出事」と記されているだけで、何らかの具体的な方向性が打ち出されているわけではない。ところが七月の民部省名による「御布告案」には、明確に「除地ノ内墓地ヲ除ノ外一般上地下可相心得事」と記されており、「上地」(土地の没収)の方向性が打ち出されている。そこで実際「解放令」が具体的に施行されてゆく中で取られた措置というのは、(これは今後更に全国的な調査研究が必要とされる分野であるが)一時的な「上地」を通じた払下げがおこなわれ、その後課税されるという形であった例がいくつも報告されている。<sup>93)</sup>

この事實は、七月民部省の「御布告案」で目指されていた内容が「解放令」を通じて実現されていたことを意味しており、両者の本質的結びつきを証明している。

ところが二つの布告案の間には明確な断絶も存在している。すなわち「解放令」の大蔵省案には、「穢多非人等」の身分を廃止し平民に編入すべきとする内容が盛り込まれており、民部省案にはそれが無い。しかも当初民部省―大蔵省は除地の廃止のみを布告しようとしたのである(八月一九日の大蔵省による「御布告案」にも身分の問題は除かれて

異にするものであり、したがってそれらを有税地に転換する場合でも具体的措置はそれぞれに応じて取られる必要があったのである。<sup>94)</sup>そして「取調出来イタシ候」ばかりで当面の課題になっている「穢多非人等ノ類屋敷地」については八月に、前年度に布告しようとして果せなかった「旧領主又ハ古昔武將ノ由緒」地は一〇月に、また「市街地」については一二月に東京府を当面の対象にして、布告したのである。

たしかに、七月の「御布告案」と八月二八日の「解放令」を取ってみれば、その文面にはあまりにも大きな隔たりがあるように見える。しかしながら、その二つの間に八月二二日の「解放令」の大蔵省原案を置いてみれば、三つの布告(案)はまるで珠数のようにつながっているのがわかる。「解放令」そのものと大蔵省の「解放令」布告案との間には、すでにこの章で触れたように、形式的な差しか存在しない。それでは、大蔵省の「解放令」「御布告案」と七月の「賤民」の除地廃止にかんする「御布告案」との関係はどうであろうか。前者には「尤地租其外除蠲ノ仕来モ有之候ハ、引直方見込取調大蔵省へ可伺出事」という形で、表現は異にするが、後者で布告しようとした内容がはっきりと受け継がれているではないか。この「解放令」の大蔵省原案が布告されるならば、もはや後者をあえて布告

いる)。この事實は、必ずしも両者が結びつくものでないこと(あるいはそのような考え方が可能であること)を示しているといえよう。両者の布告案の間には、明らかに「飛躍」が見られるのである。しかしこの「飛躍」も何ら大きなものでなく、僅か一步の差でしかない(しかしその一步が、根底的・歴史的転換期に生じた断層を越えようとする一步である)ことが、当時の維新政権の内情を知ることによって明らかになる。

維新政府は、明治四年七月に廃藩置県を断行するや、直ちに「廢藩置縣ニ付租税ノ取扱方ヲ令ス」の太政官布告を發布して、それまで十分に計画をねっていた地租改正のための準備作業を開始した。すなわち地券を發行することによって土地の所有者をまず明確にし、その土地の売買によって生じる市場価格を基礎にして土地所有者への税を果すという地租改正の基礎作業が、当時具体的に実施される段階に入っていたのである。九月、「大蔵卿大久保利道・大蔵大輔井上馨は連名で「地所売買放棄分一収税法施設之儀」を正院に伺い、はじめて「地券方式」の実施が政府の新政策として提出される。<sup>95)</sup>このような状況の中で(一月の社寺地処分にはじまり)七月―一二月に本格的課題となっていた無租地の処分問題とは、翌五年初頭から開始されることになる「地券方式」の施行の準備作業なのであった。

その間の事情について、地租改正事業に直接たずさわった有尾敏重が次のように述べている。<sup>10)</sup>

漸次に地租改正の支度をして行ったもので有りませうが、何分旧藩から多くの土地を統一して見ますと、如何にも始末のつかん様な課税法になつて居りますので、明治政府でも是れには非常に当惑したもので、何とか工風して速かに之を全国一般一律の下にしなればならぬと云ふことに議論が決して、然うして小改正と云ふものが始まったので御座います。茲に於て地租改正を始める前に、元の市街、宅地、旧城下、宿駅等免租地として（地租を）を取らなかつたものに対し、先づ以て之を課したが宜からうと云ふので、（中略）此方法を採用することとし、明治四年に藩々の城下及東京大阪と云ふ様に市街地税の無い処には売買地価に歩一税を課すると云ふことになりました。尤も夫れは今の程の取り方とは違つて居りますので、やはり旧税法の範囲に属するのであります。

地租改正にとつて「免租地」がなぜ障害になるかといへば、以降売買されてゆく土地の中に、たとえ僅かな一部分であっても、無租地が存在するならば、それは次々と無税のままに転売されてゆくことになり、新たに確立しようとする税制度に重大な欠点と亀裂を持ち込むことになるから

を持つていることはまったく気付かないであらう。なぜならば、「賤民」の宅地の「除地」の制度は全国一律におこなわれていたのではないのであるから、その制度の撤廃は、すでに以前から課税されている府県の「賤民」制が廃止されていないように、かならずしも身分制の廃止にはつながらないからである。

しかし、右の「小改正」が地租改正という「大改正」と直結していること、「小改正」によつて生じる具体的効果それ自身が、「大改正」によつてもたらされる根底的変革の中で、それまでとまったく異なる様相を呈することが明確に意識される時、事態は一変する。すなわち、「穢多非人等ノ類屋敷地」の「除地」を撤廃することは、たしかに封建的租税制度の枠の中でも可能であり、すでに公議所における「解放論議」の中で、そのような論理が生まれてきた。しかしながら、「除地」を廃して租税を徴収するといふことは、当時の地（沽）券税法成立直前の状況にあつては、「穢多非人等ノ類屋敷地」の所有権を明らかにするに留まらず、その土地を売買することの許可を意味する。「賤民」制と結びついていた「除地」の廃止は、たんに地租を新たに徴収するのみでなく、「賤民」の宅地の売買を意味したのである（その宅地が新たに課税されるものであるか、すでに徴収されているものであるかはどうでもよいこ

である。農民の反乱を抑制することにきわめて注意深く配慮しながら、十分な準備と除々の段階を踏むことによつて「豫シメ弊害を防キ民ニ示スニ毫モ疑ヲ容ヘサル画一ノ條令」<sup>11)</sup>を作らうとする彼等維新官僚にとつて「市街地」をはじめ、「賤民」身分制と固く結びついている除地制度の撤廃は、それ自身によつてたとえ僅かの額しか収奪できなかったとしても、全租税制度の崩壊をもたらさないうるに必要なことだったのである。

したがつて、有尾の表現を借りれば「小改正」と呼ばれた無租地の廃止は、それだけをとりえてみれば全国的な不均衡を統一国家のもとで是正するという「旧税法の範囲に属する」ものでしかない。しかしながらそれは明らかに地租改正を展望したものでおこなわれており、新税法への轉換の準備なのである。

しかし七月、「小改正」の方針のもとに「穢多非人等ノ類屋敷地」のうち除地とされていたものを廃止しようとした時点では、まだそれが「賤民」身分制にまで波及することは意識されていなかったであろうと思われる。（その原因としては、「御布告案」を作成した租税寮のセクシヨナリズムも考えねばならないであろうが、なによりも）「旧税法の範囲に属する」という意識によつてのみこの「小改正」を考えるならば、たしかに身分制の廃止にまでつながらる内容

とである。「穢多・非人等」の宅地とは、「賤民」身分制によつて固く定められ、そこを離れて住むことも、逆に他の身分の者がそこに居を構へることも許されないものであった。その宅地の転売を許可することは一体何を意味するのであろうか？

まず第一に人民掌握の方法に変更が加えられなければならない。明治四年四月に公布された戸籍法は、それまで各身分別に把握されていた戸籍制度を、地域主義的な掌握の方法に轉換することを意味していた。しかしながらすでに述べたように「穢多非人等」の身分については、そこから除外され、文字通り「人外の人」「社会外の社会」という江戸時代そのままの取り扱いを受けていた。したがつて、その「賤民」身分の居住する土地は「土地外の土地」であり、一般からは隔絶を強制される地域であった。しかしながら、その宅地の転売を認めるといふことは、居住の制限それ自身の撤廃をも意味する。逆にいえば、居住制限が強いられていくかぎり、土地を売ることが不可能である。そして居住が自由になることは、それまで実施されてきた身分制的な人民掌握をただちに不可能にするものである。なぜならば、宅地の販売は、一方では無制限な四散と、他方では無利約な混住を一般的可能性として持つからである。このようにして、それまで「社会外の社会」として隔離する

ことを前提にして考えられていた「賤民」身分は、身分にもとづかない地域主義的な人民掌握の方法によってしか把握しえないことになる。このようにして「賤民」身分を、華・士・卒・平民と同一の「一般民籍三編入」する必要性が生まれる。

第二には、その場合「人外の人」であった「賤民」を、具体的にとどの身分に組み入れるかという問題が生じる。(これにかんする当時の支配者階級の考え方は、もはや十分すぎるほど詳しく述べてきたと思われるが)農・工・商という被支配者階級(被支配身分)を一括する「平民」へと編入することになったのである。明治二年に実施されたこの身分制度の整理のとき、「農・工・商」の称号が廃止になったように、「穢多、非人等」の称号も廃されることになる。

第三に、「転居」の自由は、職業の制限の廃止をとまわらないかぎり、実際上は不可能である。このようにして、職業も「平民」と「同様」に扱われることになる。(以上使用してきた「自由」の語句を、あくまでも「法律上制限が加えられない」という意味でのみ使用していることは、あえて付言するまでもないであろう。)

以上第一―第三で明らかにした内容は、それに「除籍」の廃止の項を付け加えるならば、そっくり八月二十八日の

思われる。廃藩置県とはぼ時を同じくして実施された行政改革は、民部省を廃止し吸収し、大蔵省の中に戸籍寮のようなものまで組み入れてしまったが、右のような事態を見るとき、むしろそれが有効に機能しえたと思われなければならない。しかし、それは決して偶然的の産物ではなかったであろう。地租改正を中心になって推進したのは他ならぬ大蔵省であったが、「第二の検地」と呼ばれるこの事業は、収奪関係の根本からの再編成を意味した。そのような変化が、新たな人民の支配・掌握形態に変化をもたらすことを予測したうえで、一時期(明治六年、内務省が大蔵省から分離・独立する)租税を基軸にした国家と人民の関係を再構築するために、このような行政改革をおこなったと考えられるからである。そして右に見たような地租改正に対応した維新官僚達の新たな支配の論理への意識の飛躍も、こうした行政措置を通じて、はじめて円滑に保障されたと思われるのである。

かくして八月十九日に無租地全体の廃止が太政官によって裁可されてから、三日間で「解放令」の大蔵省原案が作成され(二二日)、左院による即日決議のち、二八日に「解放令」が大蔵省原案を手直して公布されたのである。その間僅か九日という迅速さである。

この「解放令」公布の迅速さ、また本論でこれまで見て

「解放令」そのものになる性格のものである。たしかに民部―大蔵省が、「賤民」の宅地の除地廃止を、「旧税法」の範囲でのみ考えるならば、右のような結論は絶対に出てこなかったであろう。しかしながら、もしそれをひとたび明瞭に地(沽)券税法―地租改正の枠の内に位置づけて考えるならば、まさに「論理的帰結」として導びき出される内容なのである。そして実際、「除地」の廃止という「小改正」は、そのような展望のもとにさし迫った課題として実施されていたのであるから、もはや「いつ気づくか」といった問題でしかなかったといわねばならない。とするならば、一見大きく見えていた七月民部省の「御布告案」と八月二二日の「解放令」大蔵案との断絶は完全に消滅するといえよう。両者の間にある「飛躍」とは、地租改正の具体的準備過程が要求する新たな事態に、維新官僚達の意識が、よりよく対応しえたか否かを表わすものでしかなく、より適切な表現を使えば、そこに彼等の旧い統治意識からの脱皮―飛躍こそが表現されているといふべきなのである。

このようにして、当初租税寮が中心となつて、「賤民」の宅地の「地子免除」について廃止の布告を検討していたところ、それが「賤民」身分制に関連することが明らかにとなり、戸籍寮も含めてこの問題を検討することになったときたように、「解放令」の他のいずれの「解放論」とも異なる「即時無条件」という「革命性」、これらのきわだった特長も、以上のように考えることによつてはじめて説明が可能になる。すなわち翌五年の初頭から開始される地(沽)券税法の具体的実施を前にして、その前提となる「小改正」は、地租改正にとって死命を制する準備作業であった。したがってそれは、明治四年中にどうしても完了しておかねばならない。その場合長期の時間を必要とする「漸進的解放論」や、部分的に平民に転身されない者を残す可能性がある「抜擢解放論」などは絶対<sup>(1)</sup>に受け入れることができなかったのである。おそらく、「賤民」が、維新政権の基盤である地租改正の重大な障害になると自覚されたとき、大蔵省の「解放令」原案が急ぎ作成され、それにたいする許可が電光石火のごとき迅速さで決断されたと思われる。このようにして、三月の段階で「抜擢解放論」の立場に立っていた太政官は、「即時無条件解放論」の立場に転換したのである。その間の事情を私達には垣間見させてくれる史料に、佐々木高行(土佐藩出身。当時、司法大輔)の日記「保古飛呂比」がある。明治四年八月二十八日の条は次のように記されている。最初「解放令」の全文を引用したのち、次のように続ける。

右本文(「解放令」を指す―著者)ノ儀ハ、既ニ今其

頃評議モアリタルニ、木戸孝充ニハ、大体ニハ異論ナケレ共、一時ニ解放シ不申、穢多・非人ノ中ニテ品行宜敷者ヲ追々ニ民籍編入致候ハハ、自然彼等ノ励ニモ相成候、一時ニテハ頗ル賤劣ノ者夥多ニ候得共、良民ニ書ナラント、其説ハ至極面白シト同意セルカ、遂ニ本文之通相成候事

ここから判断できることは、木戸孝充を中心にして、太政官内部(参議)に抜擢解放論者が居たこと、そして彼等が即時解放論者によって論破されるか押し切られるかして「解放令」の布告がなされた、ということである。この日記は、三月ノ八月段階における太政官の「解放論」の転換を具体的に裏づけるものとなっている。またそれ以外の箇所を眼を通すと、大久保利通を中心とした大蔵省に対する強い反発を示す記述が一貫して見られ、興味深い。

以上、「解放令」と地租改正(小改正)との直接的な連関性について論述してきたが、今日大蔵省の内部史料を直接見ることができないことによって、若干推論的性格を帯びざるをえなかった。しかし、それがたんなる推論ではなく、基本的骨格において事実であったことは、いくつかの間接的史料によっても裏付けられる。まず明治三十七年に刊行された『明治財政史』第五卷(三三七～八頁)には次のような記述がある。この『明治財政史』は大蔵省内明治財

政史編纂会の手によって編纂されたものであり、その意味で大蔵省の内部史料に準ずるものと見てさしつかえない。それによると、

尚諸藩内ニ在ル穢多非人等ハ旧来一般民籍ノ外ニアリテ其宅地ニハ或ハ石高ヲ付スルモノアリ或ハ除地トシテ石高ヲ付セサルモノアリテ一定ノ常規アラサリシヲ以テ同年八月二十八日太政官ハ「穢多非人等ノ称被廢候條一般民籍ニ編入シ身分職業共都テ同一ニ相成候様可取扱最モ地租其外除地ノ仕来モ有之候ハハ引直シ方見込取調大蔵省ヘ可伺出事」ト布告シ穢多非人等ノ民ヲ一般民籍ニ編入セシメ地租其地ヲ徴収スルコトトシタリ

とある。引用文中前半は、七月の民部省名による伺書の引き写しであり、後半は、「解放令」の「府県へ」の部分である。両者が密接に関連しているのみならず、前者が後者の布告の原因となったことが明瞭に述べられているのである。

また時期は更に遡<sup>さかのぼ</sup>って、「解放令」公布直後の時期にあたる明治九年に刊行された『明治史要』には、次のように記されている。<sup>21)</sup>

(辛未八月)二十八日。(中略)○穢多、非人等ノ稱ヲ廢シテ。悉ク民籍ニ編シ。地租蠲免ノ利ヲ罷ム

穢多二十

八万三千百十一人、非人、二万三千四百八十人、皮作等雜種、七万九千九十五人、總計三十八万二千八百八十六人

つまり、ここにも「賤民」身分の廃止と「地租蠲免ノ制ヲ罷ム」ことの不可分の関係が記されており、「解放令」にたいする理解のあり方がよく示されている。『明治史要』は「官途必携」とされて、特に官史のために作成された書籍であった。先の『明治財政史』の記述と合せてみると、これら二つの明治期における政府内部の文書は、当時の官僚達の「解放令」にかんする共通理解を表現しているものと考えられ、「解放令」成立過程にかんする筆者の見解裏づけるものとなっている。

註(1) 『公文録』「辛未八月大蔵省伺」第一九

(2) 本論(上) 末尾に紹介してある参考史料(写真版)を参照されたい。

(3) 永井秀夫「統一国家の形成」『岩波講座 日本歴史14』一三六頁。

(4) 当時、左院の事実上の責任者は、副議長である江藤新平であるといわれており、その観点に従うならば、彼の名を加えねばならないであろう。また大蔵省の場合、大久保・井上達は、海外使節団問題で当時多忙をきわめており、政策の積極的推進者は更に下部の者であったと推察される。

(5) 『青山余影―田中光頭伯小伝』(国立国会図書館所蔵)。

(6) 差別用語を控えるために、欠字にしてある。

(7) 『明治前期財政経済史料集成 第二卷』「大蔵省沿革志」四年十月租税寮(三四三頁)には、本文に引用した伺書が八月八日に大蔵省租税寮によって立案・提出されたように記されている。どちらが正しいかという問題は、当時の行政組織の錯そした状態の中では、あまり重要でないと思われる。

(8) 『法令全書 四』には「第四」として左のように社寺地にかんする太政官布告が記されている。

諸国社寺由緒ノ有無ニ不拘朱印地除地等従前之通被下置候処各蓋版籍奉還之末社寺ノミ土地人民私有ノ姿ニ相成不相当ノ事ニ付今度社寺領現在ノ境内ヲ除ノ外一般上知被仰付追テ相当禄制被相定更ニ粟米ヲ以テ可下賜但当年年収納ハ従前之通被下候事(以下略)

(9) 福島正夫「地租改正の研究」(八六頁)によると、八月の時点で「東京府下をはじめ、追々各府県にすでに市街地券による沽券税法を実施する案が確定」していたということである。

(10) 『明治前期財政経済史料集成 第七卷』「地租関係書類 彙纂」(三〇九頁)。

(11) この間の事情については、丹羽邦男「明治維新の土地変革」(二四七～二五三頁)を参照されたい。

(12) たとえば「旧領主又ハ古昔武將ノ由緒」地は、地租免除

にかわる「他ノ御賞典」に転換することが検討されるような文面になっているし、「市街地」についても別の重要な問題が関連する。すなわち、本文中に引用してある一月二十七日の布告は、「地租上納」と同時に「武家地町地」(武士身分と町人身分の居住地)の区別を廃止しているが、有税地への変更にともなう具体的措置として、これらのことがなされているのである。

(13) 東京府については、本文中の牧野信之助氏の引用に若干顔を見せているが、詳しくは石井良助「明治四年のいわゆる賤民解放令について」『近世関東の被差別部落』に記されている。また青木孝寿「近代部落史の研究」には、長野県の事例が詳細に報告されている。これらの研究の他に、滋賀県、埼玉県にも同様の例が存在するといわれている。

(14) 前出「地租関係書類彙纂」(一一)。

(15) 有元正雄「地租改正と地方政治」『岩波講座 日本歴史 14』一七一頁。

なお「地所売買放禁分一収税法施設之儀」そのものについては、前注(14)と同じ箇所に記載されている。

(16) 有尾敬重「本邦地租の沿革」四一頁。有尾は大蔵省に勤務してからまだ日も浅く、この当時「重大な貢租制度の改革論議に参画する地位にはなかった」(福島正夫)ため、このあたりの記述は詳細さを欠く。

(17) 前出「地所売買放禁分一収税法施設之儀」。

(18) 註(7)参照。すくなくとも七月二十七日の民部省廃止

大蔵省へ合併以降は、この問題が租税寮で扱われたことは間違いない。

(19) 四年三月に提出された「民部省伺書」(前章註(2))によると、「勸業局入り勉強二ヶ年ヲ経ル者」「ハ平民ノ戸籍ニ編入スヘシ」(傍点筆者)とある。また植村も「賤民」全体の平民化の時期を次のように述べている(『京都府史料』)。

右ノ通ニ漸ヲ以相改四年五年ヲ経彼等カ風儀善ニ向フトキ一般ニ平民ト為スモ妨ケナカルヘクト奉存候事  
(傍点筆者)

(20) 佐々木高行は、「抜擢」による「解放」が取り下げられたことが非常に口惜しかったらしく、のちに高知県で次のような論告を出させている(『保古飛呂比・五』二二五頁)。

一 十月、朝廷専ラ穢多非人ノ称ヲ廢セラレシニヨリ、土佐ニ於テ左ノ如ク論告ス、

覚

穢多非人ノ称被廢、平民籍編入被仰付ハ、旧来穢多ノ風習ヲ相改メ、人民一般ノ礼讓ニ基クヘク管ニ候、然ルニ其風習ヲ改メスシテ、直ニ平民ニ上リタル心得ヲ以テ、市中ヲ横行シ、動モスレハ喧嘩口論等ニ及ヒ候趣、卻テ人民トナリタル意地ヲ構ヘ候儀、以ノ外ノ事ニ候、若此儘ニテハ、折角、朝廷ノ御趣意人民一般公平ノ御所置ニ悖リ候様可相成、依テ今其人民一般ノ礼讓ニ基キ、心ヲ清メ形ヲ潔スル

ノ大旨ヲ示ス事、左ノ如シ、

一 穢多ノ称、以テ元来不浄ヲ取扱フヲ職業トシ、人民一般信仰スヘキ神仏ヲモ拜スル事能ハス、民中ノ度外ニアリ、是其年久シク汚業ヲナス風習ニ安シ、平民ト火ヲ同クセサルモノニシテ、今俄ニ平民ノ籍ニ入ルトモ、從來ノ平民ニ忌ミ嫌ハルルハ固ヨリ自然ノ事也、依テ旧来ノ風習ヲ改メ、汚穢ヲ去リ、心身ヲ潔淨シ、然ル後平民同様神仏ヘモ参詣シ、一般ノ交際ヲナスヘシ、其次第ヲ弁ヘスシテ、狼ニ平民ト交際セントスルハ、卻テ穢多ノ称ヲ免レサルヘシ、是ニ於テ今般行セララルル処ノ身襟ノ祭式ニヨリ、謹テ男女老幼共ニ、其貧富自然ニ応シ、衣服ヲ改メ、身体ヲ清シ、此襟被ヲ願出ヘシ、此襟ヲ経テ、今ヨリ後ハ、其汚穢アラジモノト被ヒ清メテ、神社ニモ参リ、仏閣ヘモ詣テ、心モ業モ改メテ、自新セン事ヲ希フ、是其礼讓ノ基ニシテ、始メテ平民ト一般スヘキ道ナリ、

右之通、此度及論告候條、管下人民各相心得可申事、

十月

高知 藩

(21) 『明治史要』第一編卷五。

## おわりに

本稿を終えるにあたって、いくつかの点に触れておきた

い。

まず、「四、『解放令』の公布」で述べた「解放令」成立にかんする見解は、必ずしも他の要因を排除するものではない、ということである。つまり、江戸末期から明治初年にかけていくつもの「解放論」が存在し、特に明治三年末～四年の初めにかけて、太政官政府は直接それらに回答を出さざるをえない状況が生まれていた。そうした動向が八月当時の大蔵省―太政官の決定に反映しなかったということは到底考えられないからである。現に『保古飛呂比』の引用にも見られるように、木戸考允さえ「抜擢解放論」という立場にありながら「大体ニハ異論ナケレ共」としており、大勢において何らかの形で「賤民制」を解体することが方向づけられていたといえよう。しかしながら本論で明らかにしたことは、それらは太政官政府をして最終決断に踏み切らせるには、内容においても形式においても、あくまで不十分であったということである。したがって「解放令」の成立過程を究明しようとするこの研究は、本来右のことをふまえて、副次的な要因の積極的な評価も含めた「全過程」を明らかにしなければならなかった。しかし、筆者の力量不足に加えて、これまでの研究への疑問から、むしろそれらにたいして否定的にのみむかうことになってしまった。右を反省点とし、今後更に研究を続けてゆきたい。



い。

また「解放令」と「地租改正」（小改正）の直接的関連性についても、今後次のような形で研究が展望される必要があると思う。

第一に、更に史料の蒐集を重ねて、実証作業を豊富にしてゆくことは当然であるが、すでに本論でも少し触れたように、もう一面「解放令」がどのように具体的に実施されていたのかという「施行過程」が実証的に明らかにされることによって、確かめられねばならないということである。

第二には、今日までの地租改正の研究は、その重点を多分に経済的な範囲に限定するような傾向があったと思われる。しかし拙論で明らかにした「賤民制」解体との関連に限らず、地租改正が身分制の解体一般に与えた影響について今後いっそう究明されねばならないと考える。廃藩置県以降、身分制にもとづく諸制限が次々と撤廃されてゆくのであるが、それらと地租改正との具体的な関連性は十分予測できるからである。たとえば、一二月の「市街地」への地券発行と租税徴収の布告に先立って華士卒族の職業の自由が布告されているが、これは「市街地」の布告の文面にもある「武家地町地」の区別を廃止することと関連していると考えられる。また「解放令」公布の直前に四民の通婚が

許可されているが、これについても結婚（財産（土地を含む）の移動の観点から考察される必要があるのではなからうか。いずれにせよ、これらも今後の課題として検討してゆきたい。

また地租改正と「解放令」の関係についてももう少し述べらるならば、本論成立のうえで一番苦労したことは、特に「小改正」の分野について、これまでの地租改正の研究はほとんど欠落させていることであった。したがって拙文がその面でも地租改正研究の「空白」を一部埋めることになったのではないかと期待している。その分野からの御批判を御願したい。

また本論では、「解放令」それ自身にたいする評価をくだすことを控えている。たしかに成立過程の研究を通じてだけであっても一定の評価の視点は設定できる。たとえば、その「解放」は、地租改正を通じて生じる土地の商品他の中で、市場の法則と租税率に投げ込まれるための「解放」でしかなかったのではないかと、地租改正の条件整備という性格に現定されることによって「解放令」は他のいかなる「解放案」よりも少くとも形式的に革命的性格を持たされることになったが、それはかつて京都府連言が（そして弾直記も）心配していたような「俄ニ平民ニ列スルト」によって「跋扈増長ノ徒出来却テ弊害ヲ生シ候儀」を

現実のものとするようになったのではないかと。たしかに「解放令」公布後、直ちに全国の部落大衆はさまざまな形で動きを開始するからである。水平社運動につながる流れが、このようにして始まるとも考えられる。

しかし、それらの視点は、あくまでも現在の段階では、予測の域を出ることはできない。「解放令」が成立、公布されてしまった以上、それは権力の「意図」を起して客観的な機能を持たされ、したがってその評価もあくまで客観的になされねばならないからである。したがって「解放令」の歴史の評価は、たんにその「成立の意図」からだけでなく、それがもたらした現実的效果を十分分析することによってはじめて可能となるのである。その意味においても、「解放令」の施行過程の研究が今後は非とも進められねばならないといえよう。

このような研究論文は、私にとって初めてのものであった。事の発端は、部落解放運動の方向が現在きわめて混沌としており、それを探るべく明治初年にさかのぼって部落史の勉強を始めたところ、いくら既刊の本を読んでもあまりまいで解らないことばかりあり、逆に混乱を増すばかりであったことによる。そして「はじめに」で書いたような過程をへて遂に研究を自らの手で始めるしかなかったのである。タクシーの運転手をしながらの研究活動は、時折、

「なぜ私がこのような研究をしなければならないのか、本来は学者や専門の研究者の仕事ではないのか？」という思いに襲われることもあった。そのために、私のこれまでの研究にたいする批判はいきおいきびしくならざるをえなかった。しかし研究にとっても運動にとっても、それはどうしても避けて通れない葛藤であろうと思う。専門外の私は、多くの誤ちや不備な点を抱えているかもしれないが、容赦のない御指摘・御批判を御願したい。

本稿が完成するためには、多くの方の力を御借りした。関西大学の小山仁示先生は、当初史料も十分読み切れなかった私に対して、あらゆる点で親切で適切な御教示をしてくださった。先生の力強い励ましとお忙しい中での御指導がなければ、時に意気阻喪しがちになる私は、この小論をとうてい完成することができなかったと思う。また大阪中之島図書館、同夕陽ヶ丘図書館、京都府総合史料館、国立公文書館、国立国会図書館の職員の方々は、私のごとき一研究者の執拗な頼みに快く骨を折ってくださった。この方達の労働の上に、文化と学問の発展が守られていることを深く認識させられました。最後になりましたが、紙面を借りて感謝の言葉にかえさせていただきます。

八月廿一日
御多非人等ノ稱被廢候條自今身分職業共平民 同様ナルハキ事
辛未八月
太 政 官

③

参考資料その2「公文録」 「辛未十月大蔵省伺全」第十

所懸官地稱多非人等ノ類屋敷地高入或ハ除 地相成店匠々ニテ一定不致候間蓋地ノ除ノ外 一般ノ地被 仰出可然存候條之御布告案相添 此致相伺候也
辛未七月
太 政 官
御 傳 達 所
御 布 告 案
所懸管轄地稱多非人等ノ類屋敷地除地ノ存 案地ノ除ノ外一般ノ地ト可相心得事
太 政 官
記 録 簿

①

参考資料その1「公文録」 「辛未八月大蔵省伺」第十九

御多非人ノ名稱ヲ廢シ都テ平民同様可為取扱 儀ニ付御布告案添相伺申儀也
辛未八月廿二日
正院御中
井上大蔵大輔 大久保大蔵卿
大 政 官
記 録 簿
大 蔵 省
異論無之候事
八月廿二日
左 院

①

御 布 告 案
御多非人ノ稱被廢候條一般平民ニ編入シ身 分職業共都テ同一ニ相成候様可取扱危地租 共外除漏ノ仕来モ有之候ハ、引直方見込取 調大蔵省へ可伺出事
辛未八月
太 政 官
大 政 官
記 録 簿
大 蔵 省

②

御布告案

心臨案、大次士、至一近野上奉還相成候ニ由  
テ、舊領上候、古昔氏將ノ由緒、以三郡所  
ノ若美齋宿町部七百廿町ノ、在座敷地山林  
其外地子免除中旨並所ノ御發止其地敷多非  
人等、至一近座敷地除地、及在座敷地、除、外  
一被高請相成候條以奉相當、租稅上御申付  
及別其外詳細ニ取調且御取調候條等萬ノ御  
發、上可伺出奉

但世ニ有因ニ有益其跡不可遺滅者、其

本政官 記録課

事情詳細取調地、御實無可伺事

④

本政官 記録課

除地無稅地、儀概多非人、類而己ニ限ラヌ三  
府、始、往々有之候處概多非人、類而己上地  
イシテ、實級為致候儀ニ限ハ、不公平ノ御所置  
ニ相聞可申或右ハ、二府、始、無稅地ノ御所置  
ハ如何、御目的ニ候共、一應御酌考有之度旨  
參議殿被申聞候間此段御推問及候也

享和八月九日 堀 堅 白

大藏省御中

②

御布告案

地子免除御發上等、儀ニ付伺言

大 部 省

社守米印寄附地等、別ニ御所置可相成候ノ共  
既ニ諸藩大次士ニ至一近野上封上奉還夫。條  
別御所置相成上、古昔氏將ノ由緒或、舊領主、  
恩賜、以居座敷山林其外地子等免除中旨並所  
分ニ悉皆御發止相當、租稅高相成候可當然、  
理ニ可有之尤共者租稅、功業不可遺滅者、除  
察、候立ニ全候條別段、御實無有之度奉存案  
候之所審察、御違奉取調此段奉伺候也

本政官 記録課

及千四月

御違案

舊領上候、古昔氏將ノ由緒、以御七百廿町  
人、在座敷山林其外地子等免除中旨並所  
分都ノ御發止相成候條以奉相當、租稅上御  
申付及別其外詳細ニ取調且御取調候條等萬ノ御  
發、上可伺出奉

但世ニ有因ニ益テ、其跡不可遺滅ノ者  
ハ、其事稍敷書記イタル大藏省、申立地、

⑤

本政官 記録課

正院御中

除地無稅地、儀ニ付己被至向御推問、越承知  
致候去千四月中別紙御布告、適取調相聞置  
候處大御布告無之遺漏、分ハ、違々可宛答ニ目  
今般概多非人等座敷地及除地、分共取調出来  
イシテ、候間右、分向相聞候儀ニ有之然、座敷  
相聞置候分御布告以前ニ付此反、分共一月古  
知、更ニ御布告案取調御答此段相伺候也

享和八月十九日 井上大藏大輔  
大久保大藏御

③

管米ノ由緒ヲ以郡士百姓町人共ノ及庄敷山林 等地方免除ノ旨一由廢止自今相嘗、此稅上郡 中甘及別共外稍細ニ取調且收獲ノ模様等寫、檢 査、上六藏省ノ可伺出奉	但國家ニ利益有之共取不可廢減者、其奉 稍數不調化ノ御實共可相伺奉	辛未十月 八日 太 政 官
--	-------------------------------------	---------------

⑧

御實共可相伺奉	此御違禁ハ御見合ノ旨差違候ニ有別紙御布 告相成候上、取消、奉	大 臣 官	記 録 課
---------	-----------------------------------	-------	-------

⑥

御布告禁	及米舊領主及、寺者武村、田結、以郡七百 庄町人等、及庄敷山林等地方免除中甘及 廢止一切廢止以來相嘗、此稅上郡中甘及別 共外稍細、取調且收獲ノ模様等寫、檢査、 上可伺出奉	但國家ニ利益有之共取不可廢減者、其奉 稍數不調化ノ御實共可相伺奉	太 政 官	記 録 課
------	--	-------------------------------------	-------	-------

⑦